



18江建第 55 号
平成19年4月26日

国土交通省道路局長 様

江迎町長 龜山 春光



中期的な計画策定にあたっての意見書について

標記の件につきまして別添のとおり提出いたします。

中期的な計画の策定にあたっての意見書

道路は、地方の生活を支える最も基礎的かつ重要な社会資本として、地域の交通の円滑化に資するほか、都市部と地方部の交流基盤として、また、少子・高齢化が急速に進展していく21世紀において、豊かな地域社会の実現のためには、その必要性はますます大きくなっています。

当町では、炭鉱閉山後、町勢浮揚、雇用促進を図るために、積極的に企業誘致を行なってきましたが、十数年誘致企業はない状況です。道路とのアクセスを考えた、企業誘致のための用地確保及び環境整備が必要となっています。

また、平戸藩とゆかりある歴史・文化を生かしたまちづくりを進めることによって、交流人口の増加を目指しており、県指定文化財である「江迎本陣跡」や「山下家翫蔵」、町内外に広く知られた頓痴寄屋「徳田真寿」翁などの貴重な観光資源を活用した観光開発を行っています。また、日本一の灯籠まつり「千灯籠まつり」や「肥前江迎繭玉まつり」のイベントが町中心部で開催され、好評を博しています。以上のことから、交流人口の更なる増加と雇用の確保のためには、西九州自動車道路をはじめとする広域道路網ネットワークの早期完成が不可欠であり、今後も道路整備を進めることが最重要課題であります。

これら道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は、受益者負担の原則の下に成り立っている制度であり、依然として非常に大きい道路整備の必要性に鑑み、その用途については、あくまでも道路に関する事業にあてることが適当であると考えています。

このため、国におかれては、地方における道路網整備の実態とその必要性の差異、すなわち、幹線道路網や公共交通機関が整っている都市部と本町のように整備が遅れている地方部では、道路整備に対する住民の意識に違いがあることを十分に認識され、その財源を確保する「道路特定財源制度」を堅持し、地方部の道路整備が遅れることのないよう強く要望します。